

# 競売物件の入札をするには、 入札書毎に下記の各書面が必要となります。

## ●暴力団員等に該当しない旨の**陳述書**（個人・法人を問わず）

- ・入札時に提出がないと入札が無効となります（追完不可）。
- ・記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- ・提出後の訂正はできません。

※「陳述書」の書式は執行官室にて配布します。

## ●個人の場合

### **住民票**

## 法人の場合

### **資格証明書**

- ・入札時に提出がないと入札が無効となります（追完不可）。
- ・個人の場合も住民票の提出が必須になりました。
- ・住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、  
マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
- ・入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

## ●宅地建物取引業者の場合

### **宅地建物取引業の免許証の写し**

- ・有効期限内のものを提出してください。

※ 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者がいる場合は、  
別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」  
さらに、自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が法人の場合は、  
別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」  
も、提出してください。

## 期間入札の公 告

令和 7年10月 9日

大津地方裁判所長浜支部競売係

裁判所書記官 澤田 裕介

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月23日から 令和 7年10月30日まで
開札期日	日 時 令和 7年11月 6日 午前10時00分 場 所 大津地方裁判所長浜支部売却場
売却決定期日	日 時 令和 7年11月27日 午前10時00分 場 所 大津地方裁判所長浜支部競売係
特別売却実施期間	令和 7年11月13日から 令和 7年11月13日まで
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月 9日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	
※不売の場合、特別売却に付されます。買受申出受付日時：上記特別売却実施期間の初日と、最終日の午前10時から正午まで	



## 物 件 目 錄

1 所 在 長浜市高月町高月字海道栗原

地 番 1583番2

地 目 宅地

地 積 363.15平方メートル

2 所 在 長浜市高月町高月字海道栗原

地 番 1583番3

地 目 宅地

地 積 226.54平方メートル

3 所 在 長浜市高月町高月字海道栗原 1583番地3、15  
83番地2

家屋 番号 1583番3

種 類 店舗・寄宿舎

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 299.15平方メートル  
2階 227.91平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約302.75平方メートル  
2階 227.91平方メートル



## 物 件 明 細 書

令和 7年 5月 1日

大津地方裁判所長浜支部競売係

裁判所書記官 澤 田 裕 介

---

### 1 不動産の表示

【物件番号 1～3】

別紙物件目録記載のとおり

---

### 2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

### 3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1～3】

なし

---

### 4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件所有者が占有している。

---

### 5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書も御覧ください。
- 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。
- 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。

## 物 件 目 錄

- 1 所 在 長浜市高月町高月字海道栗原  
 地 番 1583番2  
 地 目 宅地  
 地 積 363.15平方メートル
- 2 所 在 長浜市高月町高月字海道栗原  
 地 番 1583番3  
 地 目 宅地  
 地 積 226.54平方メートル
- 3 所 在 長浜市高月町高月字海道栗原 1583番地3、15  
 83番地2  
 家屋 番号 1583番3  
 種 類 店舗・寄宿舎  
 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建  
 床 面 積 1階 299.15平方メートル  
 2階 227.91平方メートル  
 (現況)  
 床 面 積 1階 約302.75平方メートル  
 2階 227.91平方メートル



令和7年(ヶ)第2号  
令和7年2月13日受理  
令和7年4月3日提出

## 現況調査報告書 その①

物件1・物件2・物件3

大津地方裁判所長浜支部

執行官 井ノ口 尚人

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 物 件 目 錄

- 1 所 在 長浜市高月町高月字海道栗原  
地 番 1583番2  
地 目 宅地  
地 積 363.15平方メートル
- 2 所 在 長浜市高月町高月字海道栗原  
地 番 1583番3  
地 目 宅地  
地 積 226.54平方メートル
- 3 所 在 長浜市高月町高月字海道栗原 1583番地3、1583番地2  
家屋 番号 1583番3  
種 類 店舗・寄宿舎  
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建  
床面積 1階 299.15平方メートル  
2階 227.91平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件1・2	
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1・2) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件 ) <input type="checkbox"/> (物件 )	
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 両物件の地積測量図(8枚目及び9枚目)のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>	
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者(破産者Aの破産管財人B) <input type="checkbox"/> その他の者( ) 上記の者が管財業務の一環として管理・占有している本土地上に、下記建物を管財業務の一環として管理・占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	「他の事項」記載のとおり	
建物	物件3	
種類、構造及び床面積の概略	<input type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(□主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input checked="" type="checkbox"/> 床面積: 1階 約302.75平方メートル	
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない [種類: <input type="checkbox"/> ある [構造: <input type="checkbox"/> 床面積:	
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者(破産者Aの破産管財人B) <input type="checkbox"/> その他の者( ) 上記の者が本建物(空き建物)を管財業務の一環として管理・占有している <input checked="" type="checkbox"/> 建物2階の寄宿舎の占有状況は「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない(ただし、建物に附着した構築物(風除室)が目的外土地(1582番)上に存する) <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項	「他の事項」記載のとおり	
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない [地方裁判所 支部 令和 年( )第 号 <input type="checkbox"/> ある [保管開始日 令和 年 月 日]	
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 占有者及び占有権原

物件番号	占有範囲 占有者	占有状況	関係人の陳述／提示文書の要旨、執行官の意見等						
			占有開始 現在の契約	占有権原	貸主	更新種別	賃料		特約等 その他の陳述等 執行官の意見
							敷金等	月	年
3	□全部 ■Ⓐ号室	■居 □事 □店 □倉 □他	H5・6・9	■所 □賃 □使 □転 □他	□所 □務 □借 □法	□合 □自	□月 □敷	□年 □保	左記、占有開始日は、物件3建物の新築登記日である。
	[空き室]	自至	：：	：：	：：	：：	：：	：：	
	□全部 ■Ⓑ号室	■居 □事 □店 □倉 □他	H5・6・9	■所 □賃 □使 □転 □他	□所 □務 □借 □法	□合 □自	□月 □敷	□年 □保	同上
	[空き室]	自至	：：	：：	：：	：：	：：	：：	
	□全部 ■Ⓒ号室	■居 □事 □店 □倉 □他	H5・6・9	■所 □賃 □使 □転 □他	□所 □務 □借 □法	□合 □自	□月 □敷	□年 □保	同上
	[空き室]	自至	：：	：：	：：	：：	：：	：：	
	□全部 ■Ⓓ号室	■居 □事 □店 □倉 □他	H5・6・9	■所 □賃 □使 □転 □他	□所 □務 □借 □法	□合 □自	□月 □敷	□年 □保	同上
	[空き室]	自至	：：	：：	：：	：：	：：	：：	
	□全部 ■Ⓔ号室	■居 □事 □店 □倉 □他	H5・6・9	■所 □賃 □使 □転 □他	□所 □務 □借 □法	□合 □自	□月 □敷	□年 □保	同上
	[空き室]	自至	：：	：：	：：	：：	：：	：：	

※ チェック項目の内容は次のとおり

占有状況	居：居宅	事：事務所	店：店舗	倉：倉庫	他：その他の状況
占有権原	所：所有権	賃：賃借権	使：使用借権	転：転借権	他：その他の権利
貸主	所：所有者	務：債務者	借：賃借人	他：その他の者	
更新種別	合：合意更新	自：自動更新	法：法定更新		
賃料	月：毎月	年：毎年			
敷金等	敷：敷金	保：保証金			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
(2枚目の2)

## その他の事項

## 1 表札表示等

物件3建物（以下、「目的建物」という。）の外壁に、以前経営されていたパチンコ店名の看板が掲げられていた。

## 2 物件1土地及び物件2土地（以下、「目的土地」という。）の状況等

## (1) 目的土地の形状及び範囲について

物件1土地は物件2土地と地続きの土地である。

目的土地については、公図（7枚目）及び各物件の地積測量図（8枚目及び9枚目）が存する。

上記図面等を参考に、目的土地所有者（A）立会いのうえ、現地で目的土地に隣接する道路や隣地との境界のコンクリートブロック塀等を確認し、現況の目的土地の辺長等を巻き尺等で概測して作成したものが、12枚目の土地建物位置関係図である。

目的土地を概測した結果、同土地の形状は、物件1土地及び物件2土地の各地積測量図（8枚目及び9枚目）を合わせた記載の形状に概ね合致し、目的土地の現況面積は、物件1土地及び物件2土地の各公簿記載の面積を合算した面積に概ね合致していると見受けられたものの、目的土地西側の概測の辺長（写真⑧）が、物件1土地と物件2土地の各地積測量図に記載の長さを合算した数値と合致しないこともあります、目的土地の正確な地積を求めるためには、専門家による測量を行う必要があると思料される。

## (2) 目的土地の状況

地続きの物件1土地及び物件2土地は、目的建物の敷地として一体利用されている。

## 3 目的建物の状況等

## (1) 目的建物の形状及び間取り等について

ア 同建物の外観は写真①乃至④のとおりである。

イ 立入調査の結果、同建物1階の南西側角が増築（12枚目図面の太線で囲まれた部分）されていた。

ウ 増築部分（ポーチ）を概測した結果、約3.6m<sup>2</sup>（約1.8m×約2.0m）であった。

エ 増築部分を除く、同建物の形状は、概ね各階平面図（11枚目）に記載の形状に合致していると認められた。

オ 増築部分を含む同建物の間取りは概ね13枚目及び14枚目の図面のとおりであり、建物内の状況は写真⑭乃至⑯のとおりである。

カ 同建物2階の部屋の複数箇所には天窓が設置されていた（写真⑩、⑪、⑬、⑭、⑮）。

## (2) 目的建物の使用状況等について

同建物所有者（A）の陳述によると、約15年前まで同建物1階の店舗でパチンコ店を経営し、同建物2階の寄宿舎の5部屋（14枚目図面のⒶ乃至Ⓔと明示した部屋）を従業員の寮として使用していた、とのことである。

## (3) 目的建物の損傷等

ア 同建物1階のパチンコ店の遊技台は全て撤去され（写真⑭、⑮、⑯）、建物内のエアコンも全て取り外されている。

イ 同建物は約15年前から空き建物になっていることから、全体として維持管理状況が良いとは言えない。

ウ その他、目的建物の全体的に経年相当の傷みや汚れ等の損傷が見受けられた。

## (4) 目的建物の現況調査における資料等交付申請に対する湖北地域消防本部からの回答要旨

## その他の事項

ア 消防用設備等点検結果報告(消防法第17条の3の3)は平成28年2月3日に提出済である。  
 イ 平成5年に次の届出書が提出されている。

- ・消防用設備等設置届出書(消防法施行規則第31条の3)
- ・防火対象物使用開始届出書(火災予防条例第43条)

平成25年に次の届出書が提出されている。

- ・消防訓練実施計画書(消防法第8条)

平成31年に次の届出書が提出されている。

- ・防火管理者選任(解任)届出書
- ・消防計画変更届(消防法第8条)

ウ 目的建物を店舗・遊技場・寄宿舎等として引き続き使用する場合

防火対象物使用開始届出書、消防用設備等点検結果報告書(点検資格者による消防用設備点検)、防火管理者選任(解任)届出書、消防計画作成届及び変電設備設置届出書を当本部へ提出する必要がある。

エ 目的建物を消防法施行令別表第1の用途に該当する事業等を行う場合

使用する用途によって消防法令に抵触する恐れがあるので、当本部予防課と事前に協議されたい。

## 4 構築物について

(1) 目的土地の北東側に駐輪場が存し、同構造及び用途から、同土地に定着した構築物と認めた(写真①)。

(2) 目的建物の南西側角に風除室が存し、同構造及び用途から、同建物に附着した構築物と認めた(写真⑬)が、風除室は目的土地の西側隣接地で目的外土地(1582番)に約3.3m<sup>2</sup>越境して設置されている。

目的建物所有者(A)の陳述によると、同人がパチンコ店を経営していた時には、目的外土地(1582番)を同店の駐車場として賃借していたが、同店を閉店後からは同土地を賃借していないため、現在、目的外土地(1582番)に越境している風除室の敷地部分(約3.3m<sup>2</sup>)についての賃貸借契約等は行っておらず、賃料等の授受もない、とのことであった。

## 5 目的外動産について

目的土地の北側にスチール製の物置が据え置かれている(写真⑫)。

## 6 接面道路について (以下は評価人からの聴取による。)

目的土地は東側で、片側歩道部分(約3.4m)を除く幅員約10.5mの舗装国道(建築基準法第42条1項1号に該当)に概ね等高に接面する(写真⑥)。

## 7 その他

目的土地の北東側角に電柱(支線注含む。)が存する(写真①、⑤)。

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■湖北地域消防本部	<p>1 [2/25当支部受付:現況調査における資料等交付申請について(回答)]</p> <p>2 [回答の要旨については「その他の事項」に記載のとおり]</p>
■B	<p>1 私は目的物件所有者(破産者A)の破産管財人弁護士です。</p> <p>2 現在、目的建物は空き建物で、目的土地を含め、私が管財業務の一環として、管理・占有しています。</p>
■A	<p>1 私は約15年前まで、目的建物の1階の店舗でパチンコ店を経営し、同建物2階の寄宿舎の5部屋を従業員の寮として使用していました。</p> <p>2 目的建物の南西側角には、目的外土地(1582番)に越境して設置された風除室が存しますが、私がパチンコ店を経営していた時には、目的外土地(1582番)を同店の駐車場として賃借していましたが、同店を閉店後からは同土地を賃借していないため、現在、目的外土地(1582番)に越境している風除室の敷地部分(約3.3m<sup>2</sup>)についての賃貸借契約等は行っておらず、賃料等の授受もありません。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
( 5 枚 目 )

## 調査の経過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年2月13日(木) 11:20-11:30	大津地方法務局 長浜支局	目的物件の公団、地積測量図、建物図面等交付申請
令和7年2月13日(木) 12:10-12:20	長浜市役所 税務課	目的物件の地番図等交付申請
令和7年2月13日(木) 13:30-13:50	物件所在地	目的物件の所在確認、目的物件の占有状況等確認
令和7年2月13日(木) 15:40-15:50	湖北地域消防本部	目的建物に対する消防法上の点検実施状況等について照会(回答:2/25受領)
令和7年3月6日(木) 12:00-12:20	物件所在地	目的土地の範囲等確認、目的物件所有者(破産者A)の破産管財人弁護士Bから目的物件の管理状況等電話聴取
令和7年3月13日(木) 11:20-12:30	物件所在地	目的物件所有者(破産者A)立会いで立入調査、写真撮影、評価人と帶同、接面道路等確認

## (特記事項)

 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

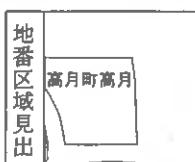
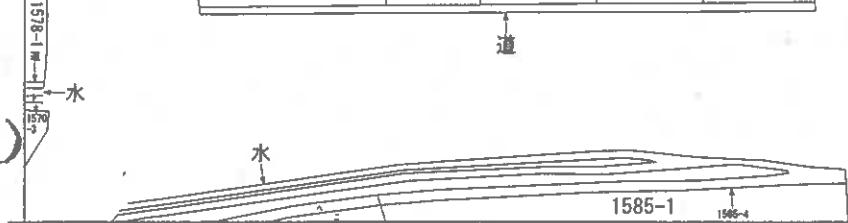
 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

( 6 枚 目 )

1580-1 1580-10 1580-5 1585-5 ト道



A  
B  
高月町高月  
高月町高月

請求部	所在	長浜市高月町高月字海道栗原				地番	1583番2	
出縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類 旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付 年月日 (原図)				

A4判に縮小

請求番号 : 5-1  
(1/1)

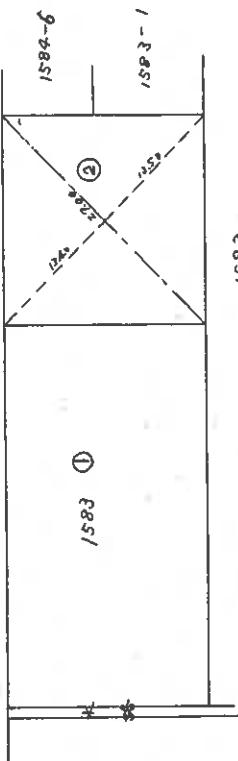
( 7 枚目)

公用

1583  
地番 1583-2 地積測量図土地の所在 伊香~~野町~~<sup>高月町</sup>大字高月  
県~~長野~~<sup>長野</sup>市高月町高月

55373 / 長野市高月町高月

国道八号線



② 1583-2

$$\begin{array}{r} 27.00 \times 13.40 = 361.8000 \\ 27.00 \times 13.50 = 364.5000 \\ \hline 726.3000 \\ - 363.1500 \\ \hline 152.1500 \end{array}$$

① 1583

$$988.00 - 363.15 = 624.85$$

$$\begin{array}{r} ② 363.15 \\ ① 624.85 \end{array}$$

作製者

土地測量士

申請人

縮尺 1/500

(大津地方法務局)滋賀県土地家屋調査士会指定用紙

請求番号: 5-2  
(8枚目)

A4判に縮小

(8枚目)

1583-3  
在  
个子音群高行仔  
1410/ 裝浜市高月

( 9 枚目)

A4判に縮小

## 各階平面図

各階平面図		建物図面		512640 1/2	
家屋番号	/523-3	建物番号		面積	
建物の所在	神奈川県横浜市港北区新吉田2丁目3番地2、3				
横浜市高月町高月					
H 5.6.14					
作製者	土地家園資士		申請人	1/500	
(5年6月ノノ日作成)					

A4判に縮小

(10枚目)

## 各階平面図

512641

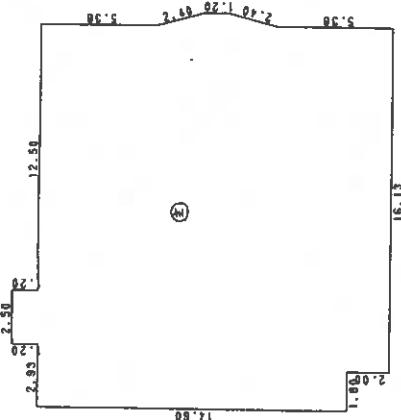
家屋番号 /583-3

建物所在 /伊香郡高丹町大字高丹字海岸裏原(ひがし海岸)

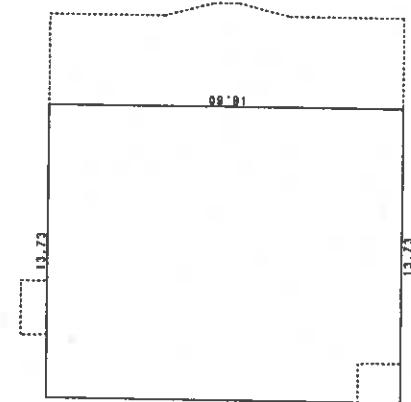
面積2

最深部高月引高月

S.b.14



(//枚目)



番号	求査表			測定数
	Xn	Yn	Yn(Xn+1-Xn-1)	
1	100.00	101.80	203.6000	16.13
2	102.00	101.80	203.6000	2.00
3	102.00	100.00	1460.0000	1.80
4	116.60	100.00	1460.0000	1.60
5	116.60	102.93	123.5160	2.93
6	117.80	102.93	123.5160	1.20
7	117.80	105.43	-126.5160	2.50
8	116.60	105.43	-126.5160	1.20
9	116.60	117.93	-634.6634	12.50
10	111.22	117.93	-906.0630	5.38
11	108.90	118.53	-417.2256	2.40
12	107.70	118.53	-417.2256	1.20
13	105.38	117.93	-908.0610	2.40
14	100.00	117.93	-634.6634	5.38
			598.0000 299.15 m <sup>2</sup>	

番号	求査表			測定数
	Xn	Yn	Yn(Xn+1-Xn-1)	
1	100.00	100.00	1660.0000	13.73
2	116.60	100.00	1660.0000	1.60
3	116.60	113.73	-1887.9180	13.73
4	100.00	113.73	-1887.9180	16.60
			-455.0360 227.1800 227.91 m <sup>2</sup>	

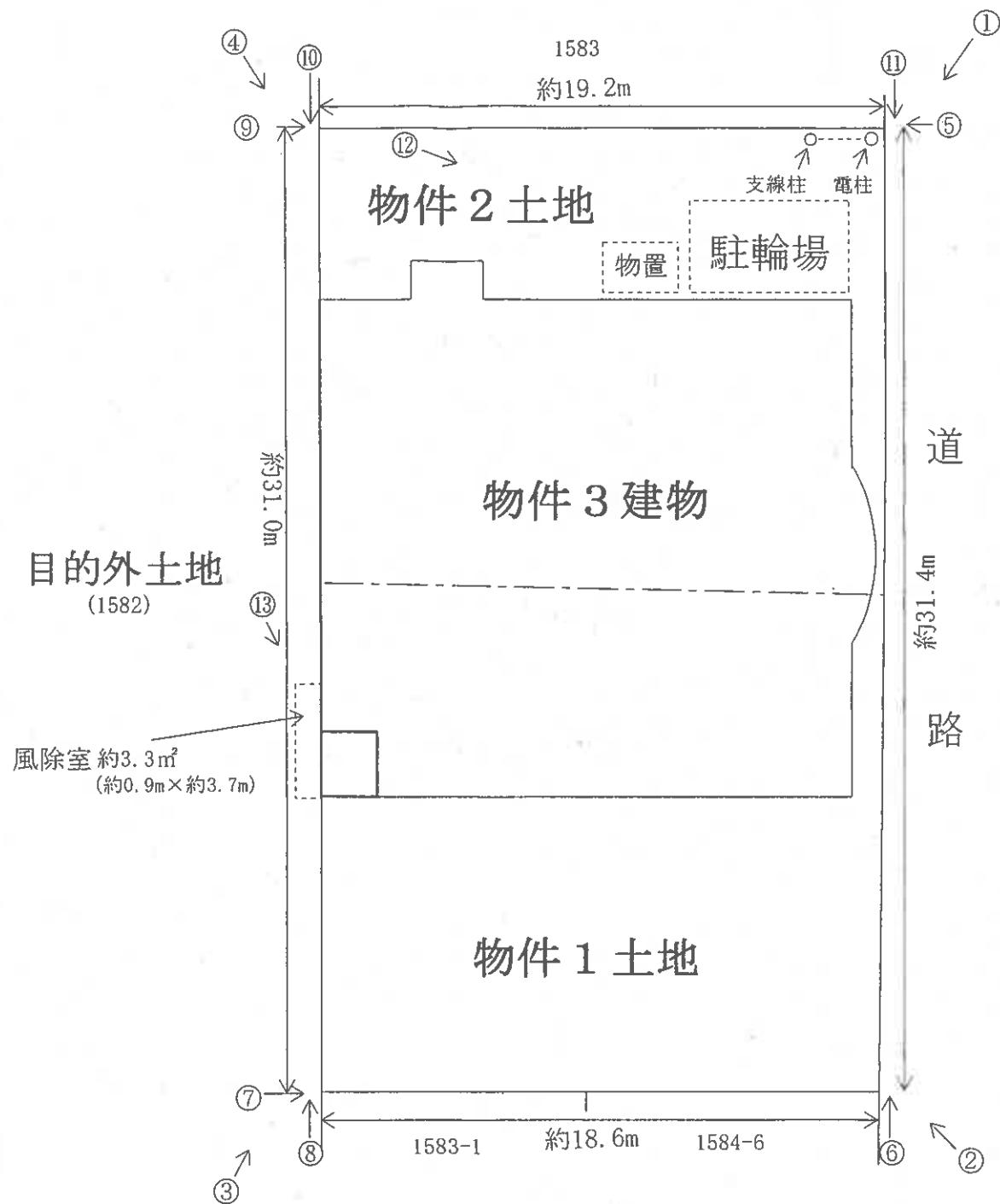
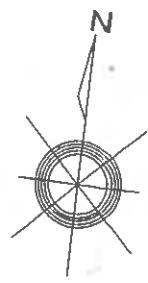
作製者	王道人(サムライ)	申請人	[Redacted]
縮尺	1/250	縮尺	1/

A4判に縮小

# 【 土地建物位置関係図 】

○ → 写真撮影位置方向

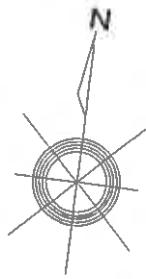
□ → 増築部分 約 $3.6\text{m}^2$  (約1.8m × 約2.0m)



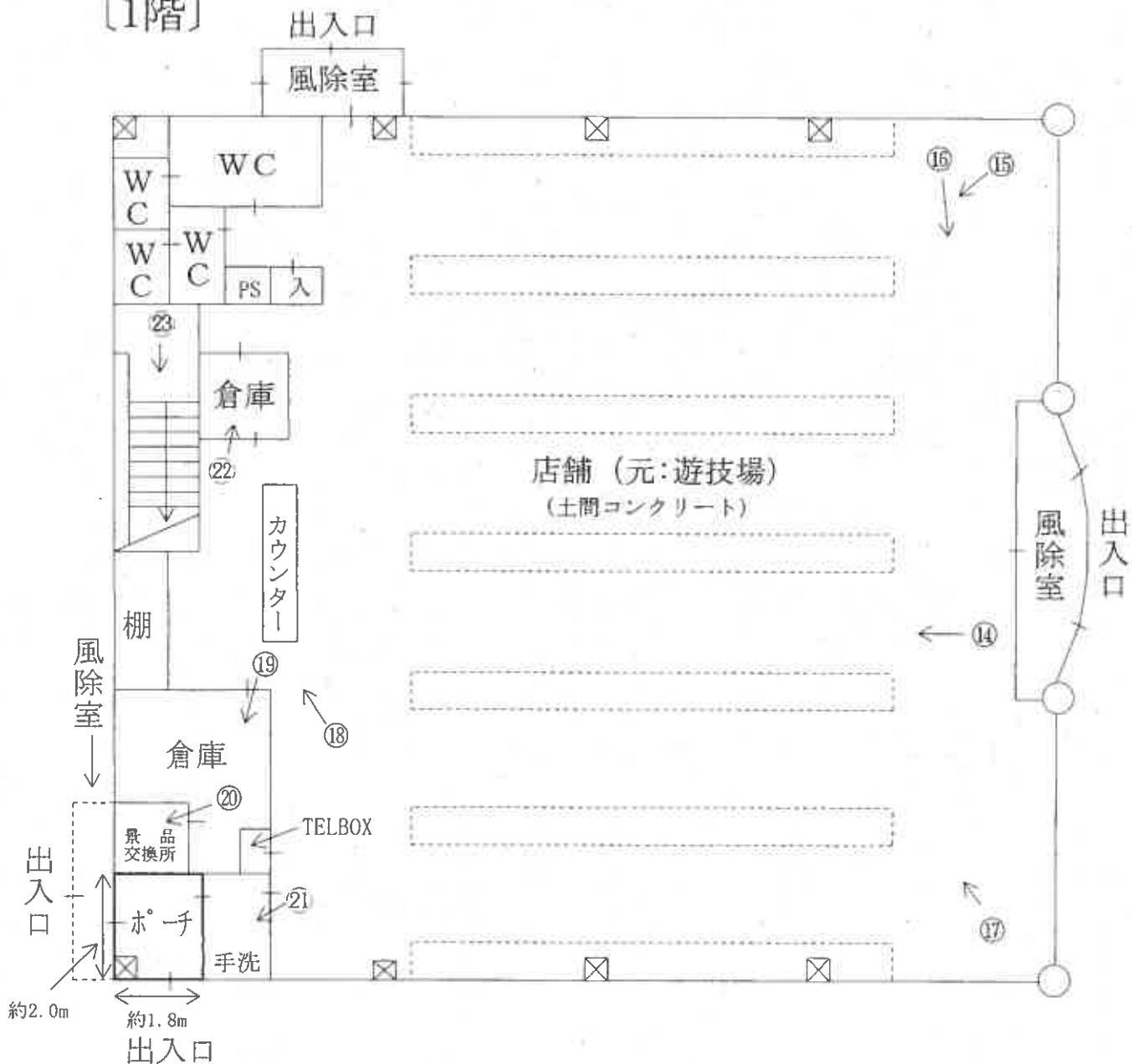
# 【間取図略図】-物件3建物

(検尺は概測である)

- 写真撮影位置方向
- 増築部分 約3.6m<sup>2</sup>

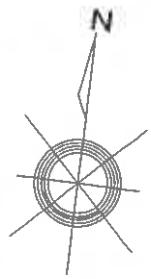


[1階]



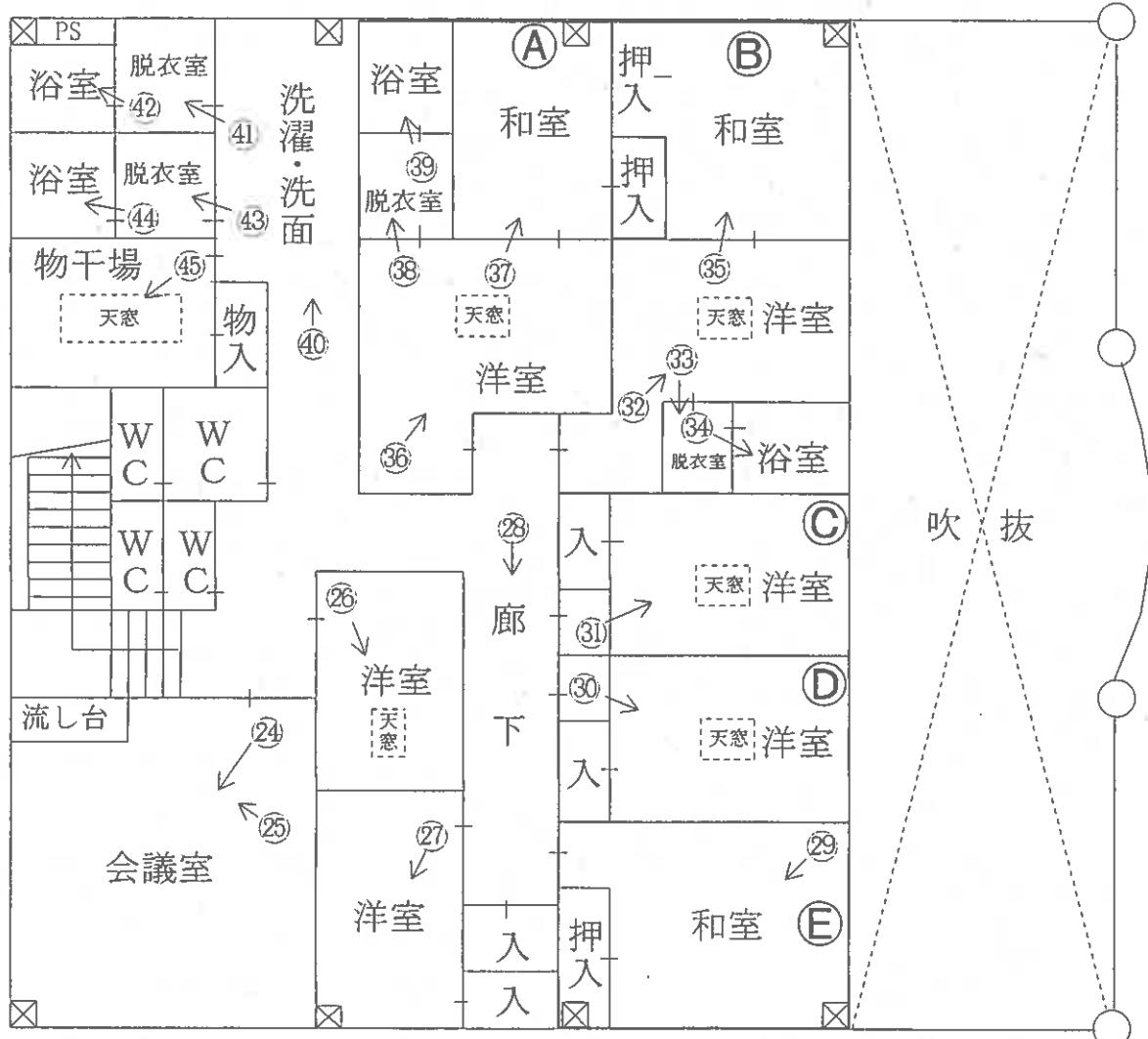
# 【間取図略図】-物件3建物

○→ 写真撮影位置方向



[2階]

A B C D E → 部屋の号室



# 現況写真

## 物件3建物

①



②



③



(15枚目)

④



⑤



⑥



(16枚目)

⑦



⑧



⑨



( 17 枚目)

⑩



⑪



⑫



(18枚目)

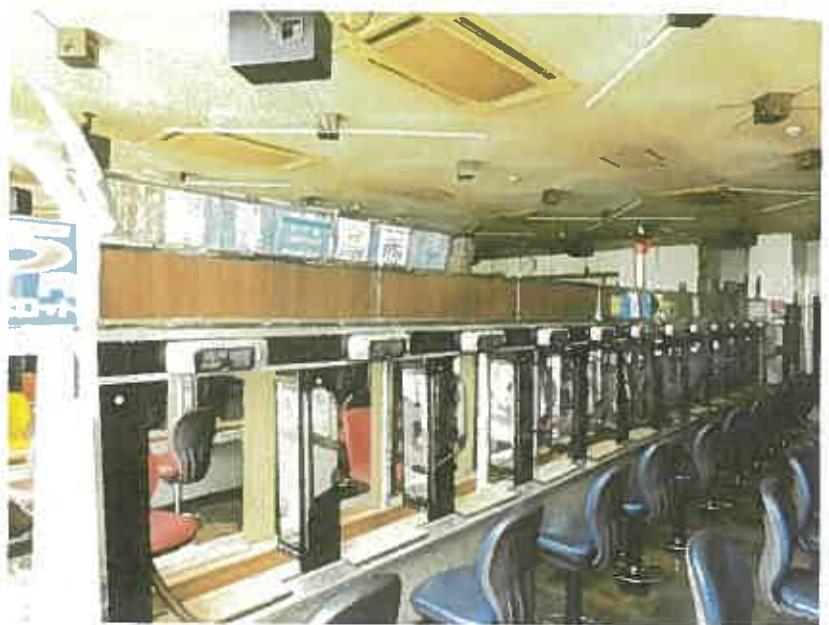
(13)



(14)



(15)



(19枚目)

⑯



⑰



⑱



(20枚目)

⑯



⑰



⑱



(21枚目)

(22)



(23)



(24)



(22 枚目)

(25)



(26)



(27)



(23枚目)

(28)



(29)



(30)



(24枚目)

(31)



(32)



(33)



(25枚目)

(34)



(35)



(36)



(26枚目)

(37)



(38)



(39)



(27枚目)

(40)



(41)



(42)



(28枚目)

(43)



(44)



(45)



(29枚目)

令和 7 年 (ケ) 第 2 号

(その1)

令 和 7 年 3 月 13 日 現 地 調 査

令 和 7 年 3 月 28 日 評 價

大津地方裁判所長浜支部 御中

## 評 價 書

<土地・建物用>

評価人 不動産鑑定士

村木 康弘

## 第1 評価額

一括価格	
金 12,080,000 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 2,490,000 円
物件2 (土地)	金 1,550,000 円
物件3 (建物)	金 8,040,000 円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1、2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般的な取引市場において形成される価格ではなく、一般的な不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほか、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しをうけるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

・番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	「物件目録記載のとおり」	
2	所 在 地 番 地 目 地 積	「物件目録記載のとおり」	
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	「物件目録記載のとおり」	1階302.75m <sup>2</sup>
番号	特 記 事 項		
	○物件3に増築が存する。		

## 物 件 目 錄

- 1 所 在 長浜市高月町高月字海道栗原  
 地 番 1583番2  
 地 目 宅地  
 地 積 363.15平方メートル
- 2 所 在 長浜市高月町高月字海道栗原  
 地 番 1583番3  
 地 目 宅地  
 地 積 226.54平方メートル
- 3 所 在 長浜市高月町高月字海道栗原 1583番地3、1583番地2  
 家屋 番号 1583番3  
 種 類 店舗・寄宿舎  
 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建  
 床面積 1階 299.15平方メートル  
           2階 227.91平方メートル

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等

(物件 1, 2 )

位 置 ・ 交 通	JR北陸本線 「 高月 」駅の 南西 方・道路距離 約 950 m (別添「位置図」参照) 最寄バス停 「 日電高月工場口 」の 北西 方・約 120 m	
付 近 の 状 況	店舗、事業所等が建ち並ぶ国道沿いの商業地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 用途地域指定なし 70% 200% なし 景観計画区域(市全域)、屋外広告物規制区域(第5種地域(沿道商業ゾーン))
画 地 条 件	規模 589.69 m <sup>2</sup> (公簿)  間口 約31m、 奥行 約19m、 長方形地  ○地積測量図をもとに現地を確認し、概ね合致していると思われるが、境界が不詳のため、正確な地積を特定するには専門家の調査をする。	
接面道路の状況	東側で幅員約13.9m(歩道含む)の舗装国道(8号)に等高に接面する。 (建築基準法第42条1項1号)	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供 給 处 理 施 設 (注)	上 水 道 なし ガス配管 なし 下 水 道 なし	
土 壤 汚 染 等	当該物件には水質汚濁防止法にもとづく有害物質使用特定施設の届出はないことを確認した。 1985年(昭和60年)及び1991年(平成3年)の住宅地図では宅地となっている。 登記簿及び閉鎖登記簿によると、物件1の分筆前の1583番は当初(明治31年)から地目は田となっており、昭和53年5月に1583番1が分筆され、昭和53年7月に地目が田から宅地へと変更、1584番と1584番4を合筆、物件1が分筆され、現在に至る。物件2の分筆前の1583番は当初(明治31年)から地目は田となっており、昭和53年5月に1583番1が分筆され、昭和53年7月に地目が田から宅地へと変更、1584番と1584番4を合筆、1583番2(物件1)が分筆、平成4年10月に物件2が分筆され、現在に至る。	
特 記 事 項	○周知の埋蔵文化財包蔵地(高月南遺跡)に該当。 ○物件1と物件2の境界は不詳。 ○物件1と物件2に跨って物件3が存する。 ○南西側に風除室(構築物)が存するが隣地(1582番)に越境していると思われる。 ○地下水を汲み上げて使用していたとのことで、ポンプは隣地(1582番)に存するとのこと。	

(注)供給処理施設における「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に当該施設の本管(以下、施設管)が通っており、通常の費用で敷地内へ引込ができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、供給者での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。

## 2 建物の概況及び利用状況

(物件 3 )

区分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 (登記記載) : 平成5年6月9日新築 経過年数 : 32年 経済的残存耐用年数 : 3年
仕様	構造 : 鉄骨造 屋根 : 亜鉛メッキ鋼板葺 外壁 : ALC板、吹付タイルほか 内壁 : パネル、ビニールクロス貼りほか 天井 : パネル、石膏ボード、ビニールクロス貼りほか 床 : タイル敷、フローリング、長尺シート、畳ほか 設備 : 電気 その他 : 特別なものはない
床面積(現況)	第3 目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途 : 店舗・寄宿舎 間取り : (附属資料 建物間取図のとおり)
品等	やや劣る
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	○パチンコ店舗と寄宿舎であり、建物全体に経年相応の老朽化がみられる。 ○南西側に約3.6m <sup>2</sup> の増築が存する。

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### ① 物件1、2(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/m <sup>2</sup> ) ア	個別格差 イ	地積 (m <sup>2</sup> ) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ=オ
1,2	30,200	1.00	589.69	0.90	16,030,000
			589.69		16,030,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 長浜 5 - 8

$$\text{公示価格等} \times \text{時点修正} \times \text{標準化補正} \times \text{地域格差} = \text{標準画地価格}$$

$$31,500\text{円}/\text{m}^2 \times 98.9/100 \times 100/100 \times 100/103 = 30,200\text{円}/\text{m}^2$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし (相乗積 100/100)

◇地域格差：街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率  
 $100/100 \times 100/103 \times 100/100 \times 100/100 = 100/103$

イ個別格差：なし (相乗積 100/100)

ウ地積：登記数量による。

エ建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

#### ② 物件3 (建物)

目的建物の再調達原価、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/m <sup>2</sup> ) ア	現況延床面積 (m <sup>2</sup> ) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ=エ
3	200,000	530.66	0.12	12,740,000
合計		530.66		12,740,000

イ 現況延床面積

公簿延床面積(527.06 m<sup>2</sup>)に増築面積(約3.6 m<sup>2</sup>)を加算して求めた。

ウ 現価率

(物件3主たる建物)

経過年数 32 年、経済的残存耐用年数 3 年、残価率 5% の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = [\text{残価率 } 5\% + (1 - 0.05)] \times [\text{経済的残存耐用年数} / (\text{経済的残存耐用年数} + \text{経過年数})] \times (1 - \text{観察減価 } 0.10) = 0.12$$

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ=ウ
1、2	16,030,000	0.40	法定地上権	6,410,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

### ② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格(円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格の控除及び加算(円) (2①ウ) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	その他の控除減価(敷金等) カ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ×カ
1、2	16,030,000	-6,410,000		0.70	0.60	1.00	4,040,000
3	12,740,000	+6,410,000	1.00	0.70	0.60	1.00	8,040,000
一括価格(合計)							12,080,000

ウ 占有減価修正 : 特にない。

エ 市場性修正 : 用途の特殊性を考量。

オ 競売市場修正 : 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価 : 特にない。

### 内訳価格(土地)

土地の内訳価格は地積比按分により以下のとおり算定した。なお、端数処理する場合がある。

物件番号	面積(m <sup>2</sup> ) ア	面積比率(%) イ	評価額(円) ウ	内訳価格(円) イ×ウ
1	363.15	61.6%	4,040,000	2,490,000
2	226.54	38.4%		1,550,000
合計	589.69	100.0%	—	4,040,000

## 第6 参考価格資料

地価公示価格 ( 長浜5-8 )

所 在 : 長浜市高月町高月字馬所目1172番1

価 格 : 31,500 円/ $m^2$

位 置 : JR北陸本線「高月」駅の南西 方・道路距離約 500 m

価 格 時 点 : 令和 6 年 1 月 1 日

地 積 : 414  $m^2$

供給処理施設 : 水道・下水

接面街路 : 東 13 m 国道

用途指定等 : 非線引都市計画区域 用途指定なし  
(建ぺい率 70 %、容積率 200 %)  
防火地域の指定無

地 域 の 概 要 : 小売店舗、銀行等が建ち並ぶ国道沿いの商業地域

## 第7 附属資料

1 受命物件の位置図

2 受命物件附近の状況図

3 公 圖 写

4 地積測量図合成図写

5 建物図面写・各階平面図写

6 建 物 間 取 図

7 写 真 摄 影 位 置 図

8 現 況 写 真

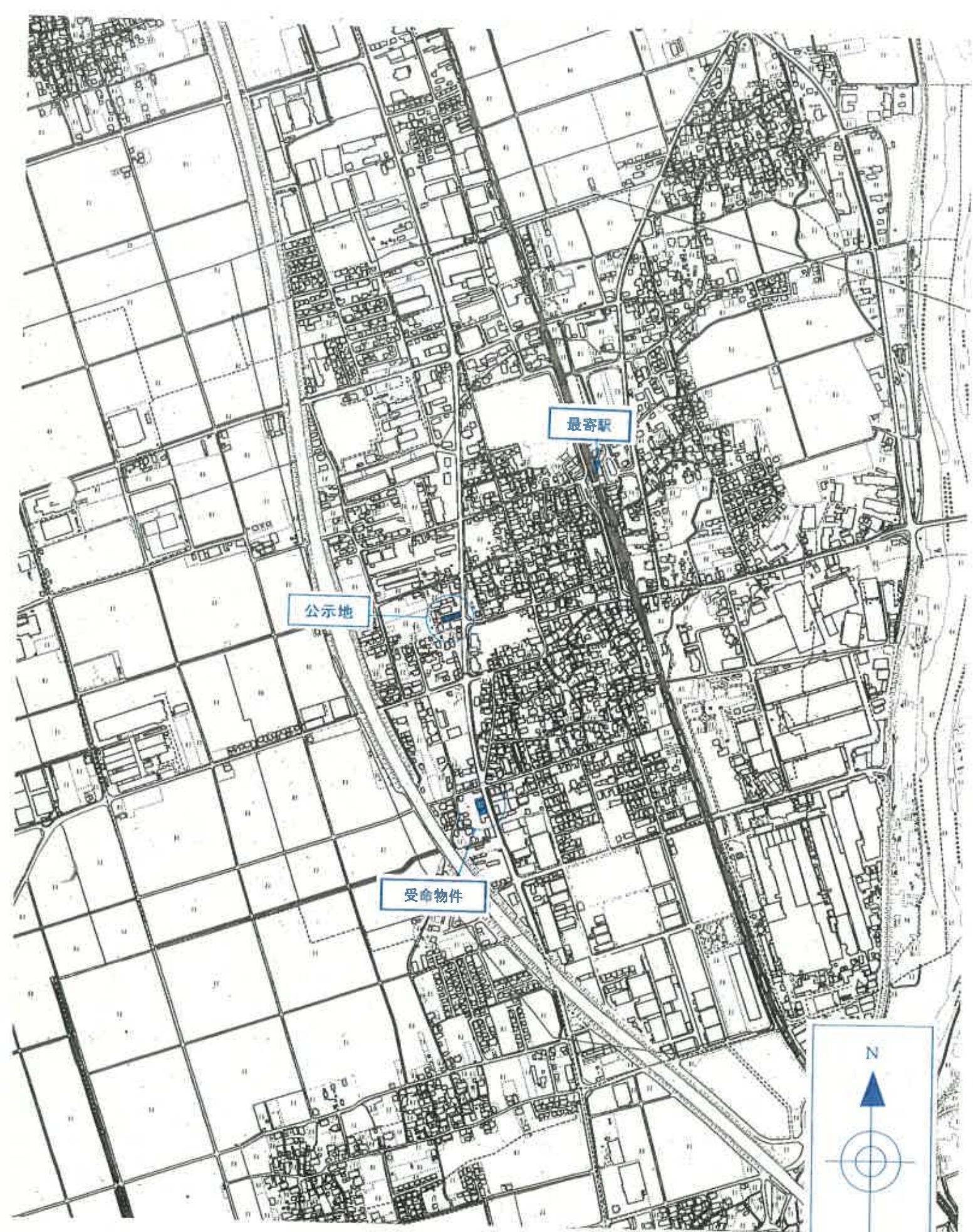
固定資産税評価額(令和6年度)

物 件 1 : 5,206,481 円

物 件 2 : 3,247,903 円

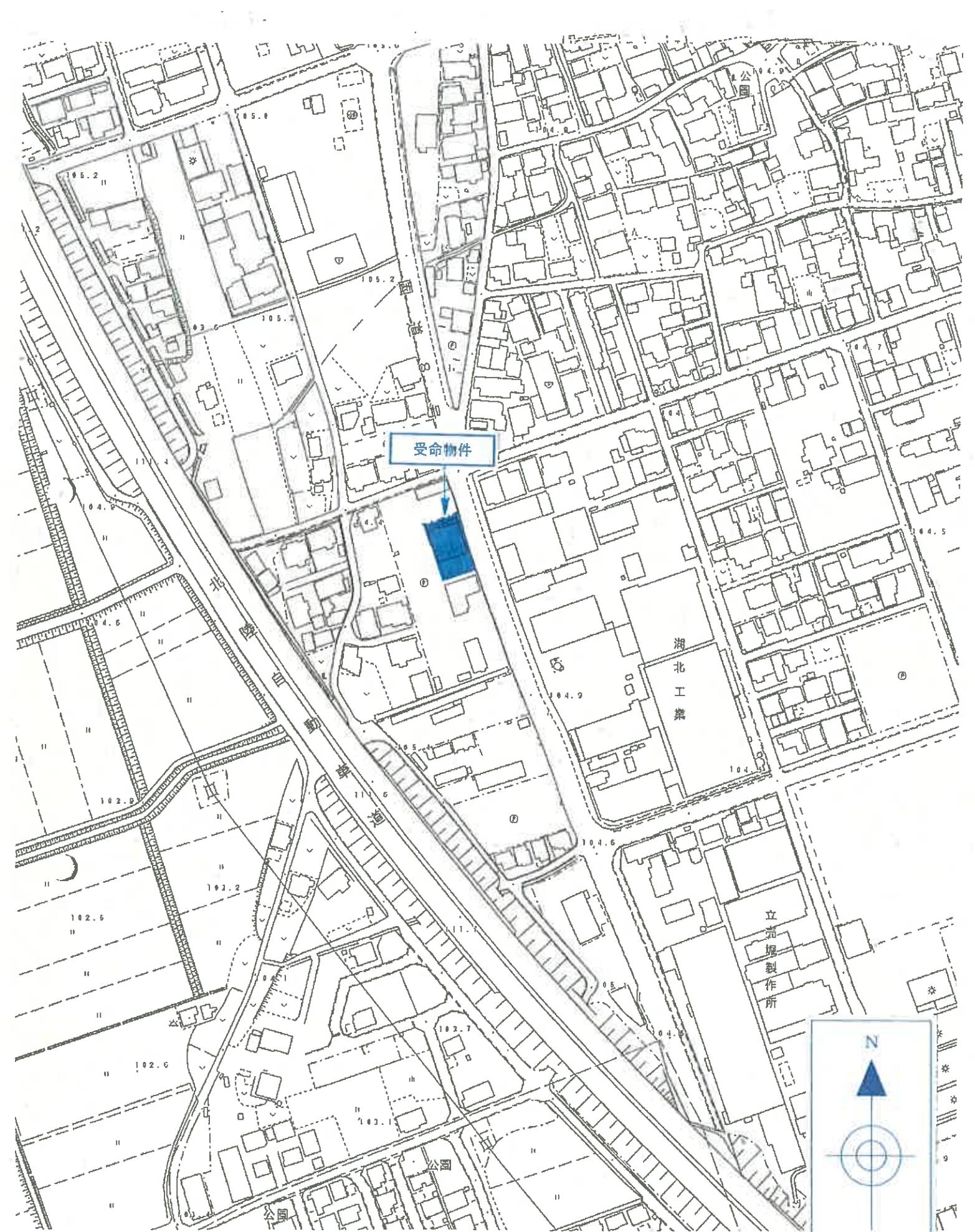
物 件 3 : 12,929,361 円 (527.06  $m^2$ )

以 上

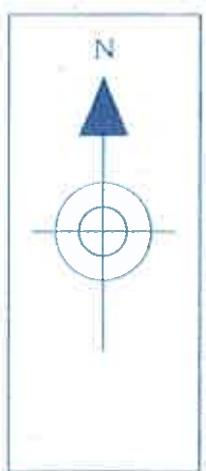
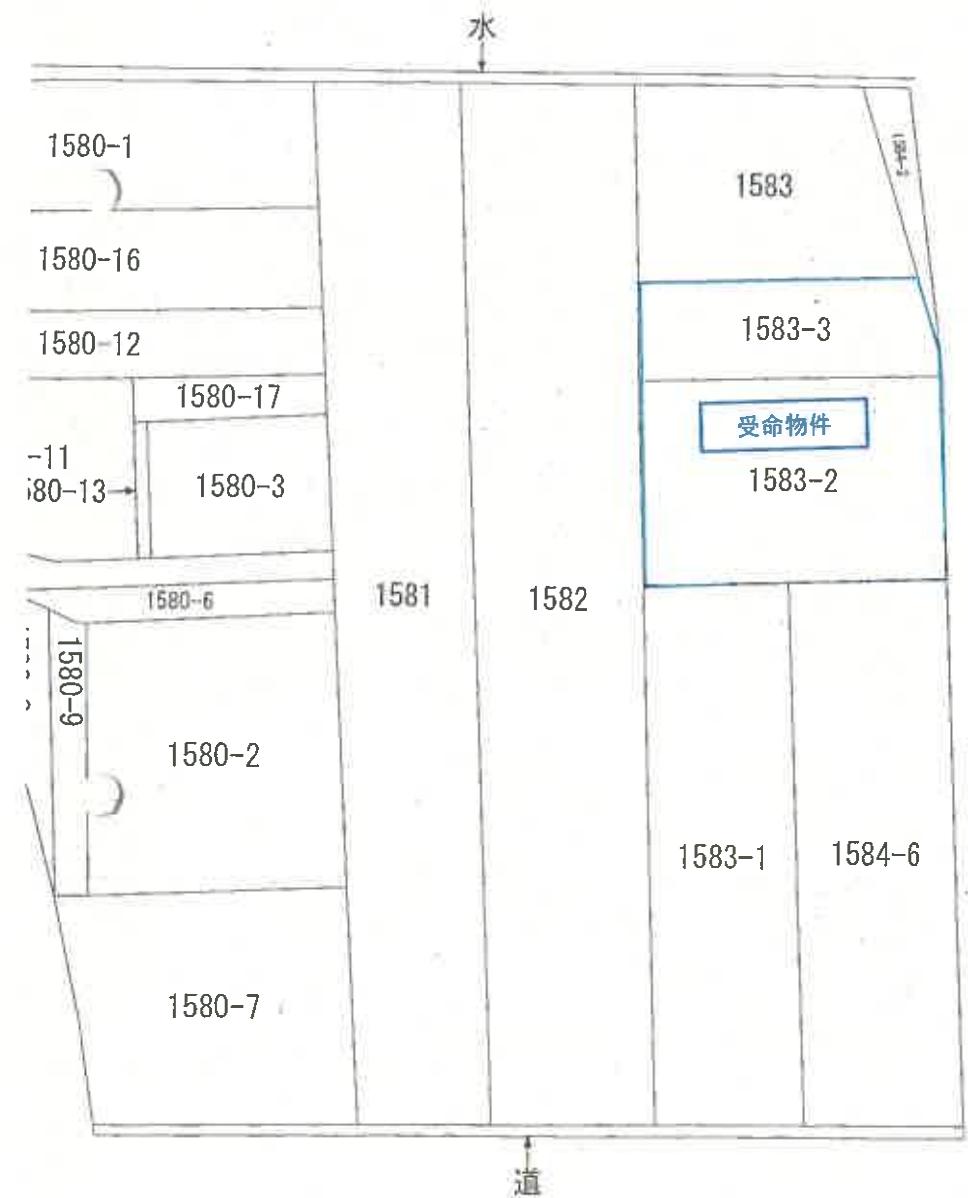


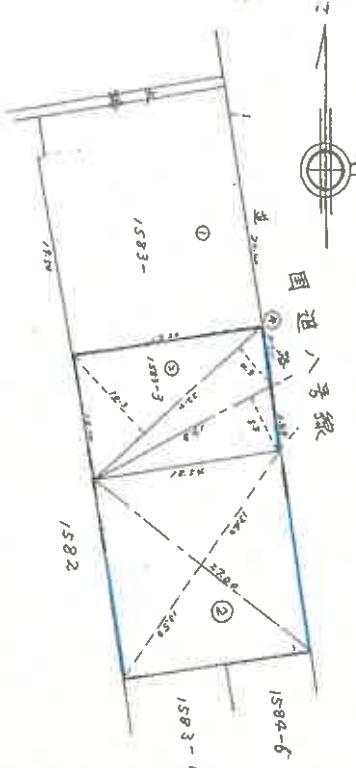
1:10,000

附属資料 1 受命物件の位置図



長浜市白地図  
1:2,500





② 1583-2

$$\begin{array}{r}
 27.00 \times 19.40 = 518.000 \\
 27.00 \times 19.50 = 520.500 \\
 \hline
 & 728.5000 \\
 /2 & \underline{\underline{364.1500}}
 \end{array}$$

① 1583

$$988.00 - 364.15 = 624.85$$

②  $364.15 \text{ m}^2$

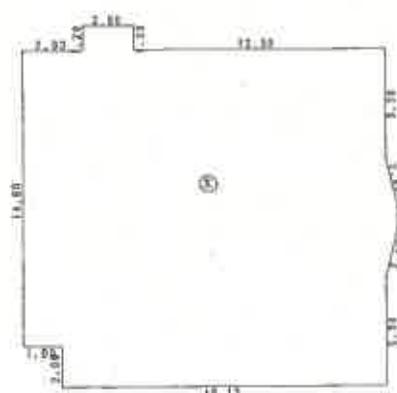
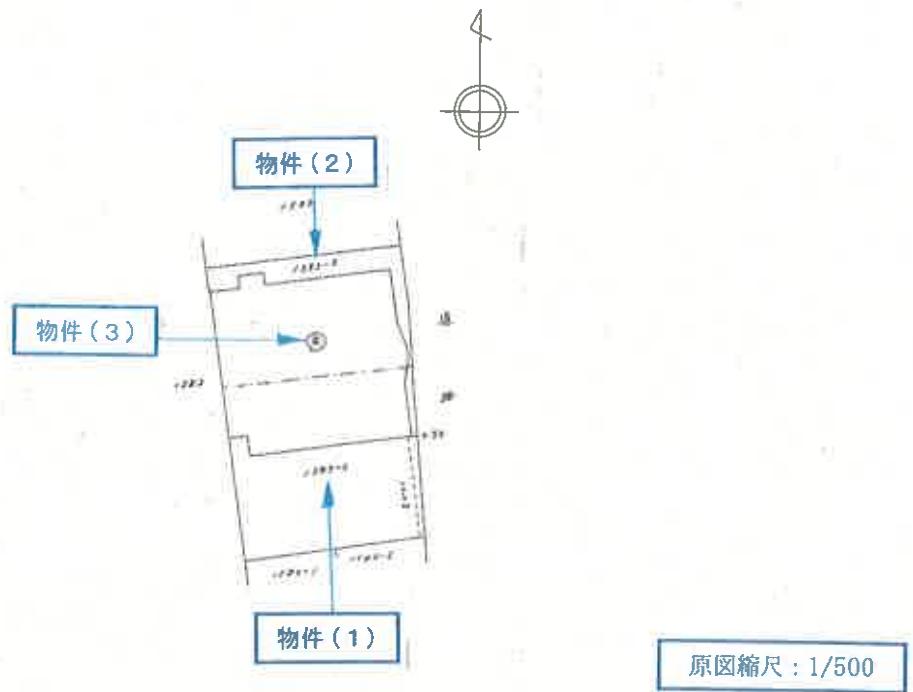
①  $624.85 \text{ m}^2$

$$\begin{array}{r}
 19.3 \quad \times \quad 5.8 \quad = \quad 111.84 \\
 22.4 \quad \times \quad 4.8 \quad = \quad 107.52 \\
 22.4 \quad \times \quad 10.3 \quad = \quad 228.72 \\
 \hline
 & 453.08 \\
 /2 & \underline{\underline{226.54}}
 \end{array}$$

$$① 624.85 - 226.54 = 398.31$$

地積 1583 398.31

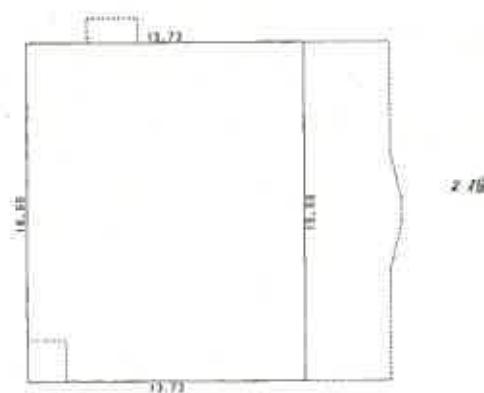
1583-3 226 m<sup>2</sup>.54



1階 求積表					
番号	Xn	Yn	Yn(Xn+1 - Xn-1)	距離	測線
1	100.00	101.80	203.6000	16.13	14- 1
2	102.00	101.80	203.6000	2.00	1- 2
3	102.00	100.00	1460.0000	1.80	2- 3
4	116.60	100.00	1460.0000	14.60	3- 4
5	116.60	102.93	123.5160	2.93	4- 5
6	117.80	102.93	123.5160	1.20	5- 6
7	117.80	105.43	-126.5160	2.50	6- 7
8	116.60	105.43	-126.5160	1.20	7- 8
9	116.60	117.93	-634.4634	12.50	8- 9
10	111.22	117.93	-808.0610	5.38	9- 10
11	108.90	118.53	-417.2256	2.40	10- 11
12	107.70	118.53	-417.2256	1.20	11- 12
13	105.38	117.93	-908.0610	2.40	12- 13
14	100.00	117.93	-634.4634	5.38	13- 14

面積  
面積  
面積  
面積

-598.3000  
299.1500  
299.15 m<sup>2</sup>



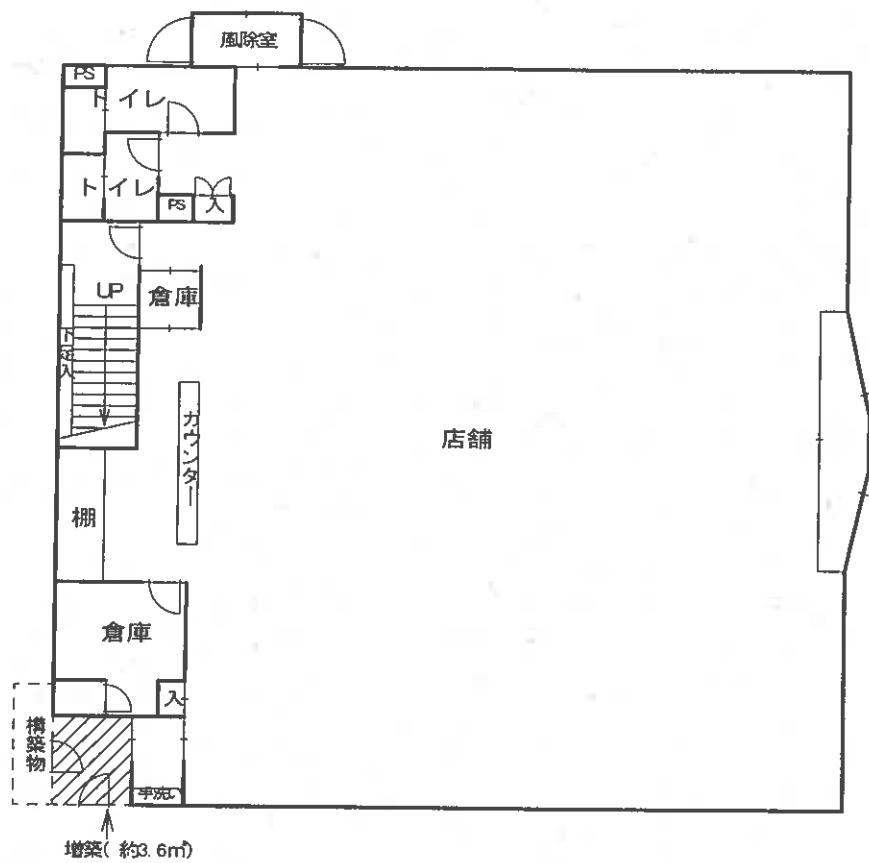
2階 求積表					
番号	Xn	Yn	Yn(Xn+1 - Xn-1)	距離	測線
1	100.00	100.00	1660.0000	13.73	4- 1
2	116.60	100.00	1660.0000	16.60	1- 2
3	116.60	113.73	-1887.9180	13.73	2- 3
4	100.00	113.73	-1887.9180	16.60	3- 4

面積  
面積  
面積  
面積

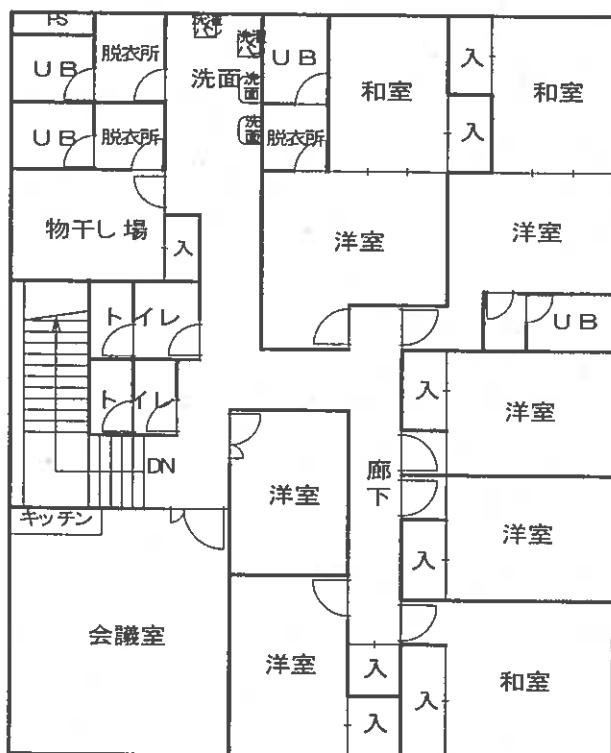
-455.8360  
227.91800  
227.91 m<sup>2</sup>

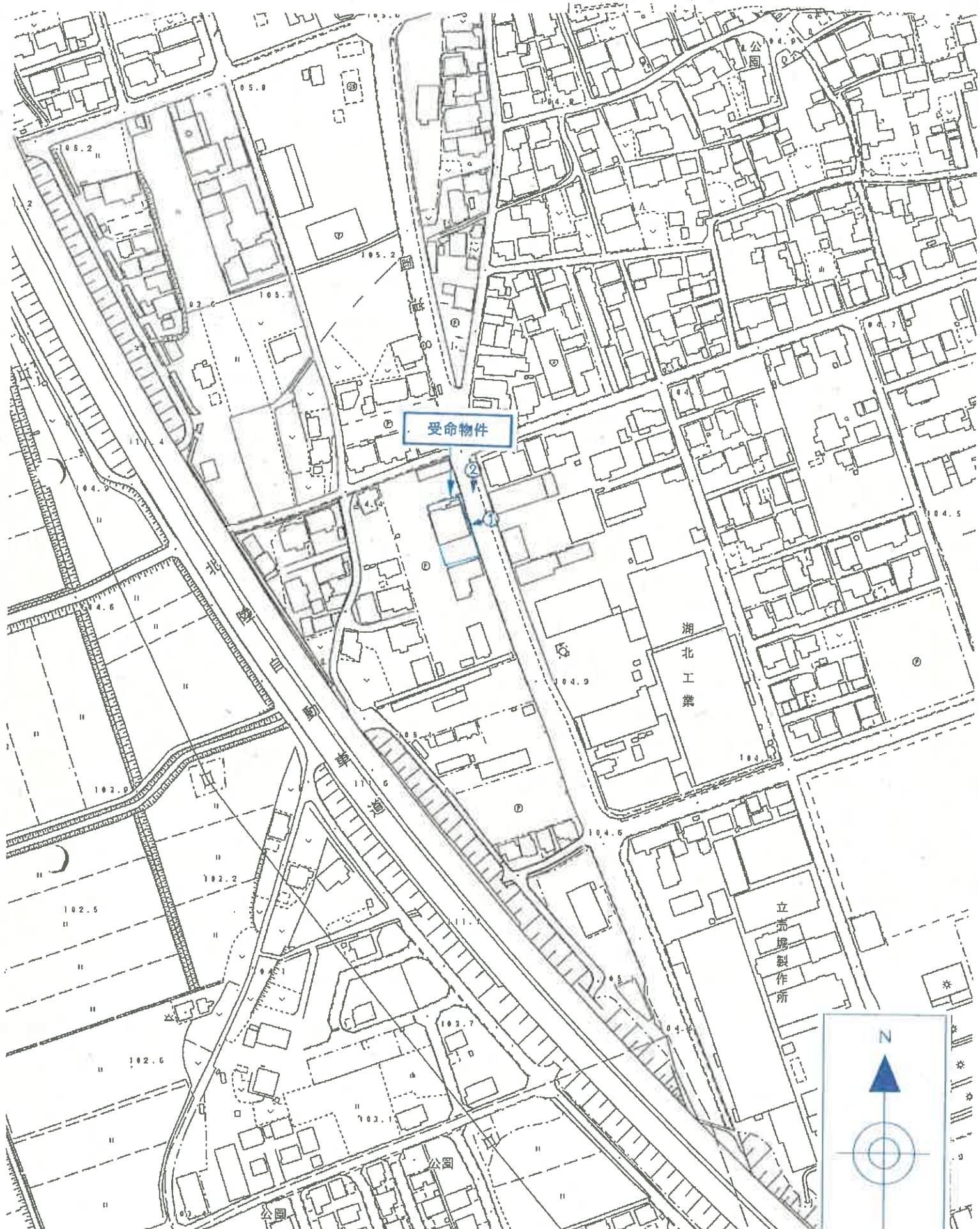
原図縮尺: 1/250

1階



2階





長浜市白地図

1:2,500



1



2



3

附属資料8 現況写真